

【清瀬市経済変動対策農業者支援事業 Q&A】

Q 1. 当該給付金は国や都の給付金や補助金等と重複して申請することはできますか？

A 1. 本給付金は、国や都等の他の給付金等と重複して申請することが可能です。ただし、他の給付金や補助金等の申請における重複の可否については、申請先にご確認ください。

Q 2. 対象とならない業種はありますか？

A 2. 農業所得の申告を行っていない方は対象外となります。また、代表者や役員又は従業員等が清瀬市暴力団排除条例に規定されている暴力団関係者は対象外となります。

Q 3. 市外に住んでいますが、清瀬市内で農業を営んでいます。対象ですか？

A 3. 清瀬市内に住所があることが要件となりますので、対象になりません。

Q 4. 市内に住んでいますが、清瀬市外で農業を営んでいます。対象ですか？

A 4. 清瀬市内に住所があることが要件となりますので、対象となります。

Q 5. ガソリン代を動力光熱費ではなく車両費に計上しています。対象となりますか？

A 5. 燃料（ガソリン、灯油、オイル、軽油、重油）を動力光熱費以外の勘定科目（車両費等）に計上している場合はその勘定科目を明確にしたうえで帳簿、試算表等の根拠書類を提出することで対象とします。前提として事業用に使用したものが対象となります。

Q 6. 確定申告書に収受印が押印されていない場合は対象となりますか？

A 6. 原則として、確定申告書には収受印が押印（税務署においてe-TAXにより申請した場合は受付日時が印字）されていることが必要です。ご自宅からe-TAXによる申請の場合は、「受信通知」があることを確認してください。

Q 7. いわゆる「ネット銀行」を利用しており通帳等がない場合はどうしたらよいですか？

A 7. 口座情報（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）の分かる画面のコピーを提出してください。

Q 8. インターネット環境がない場合は、どうすれば申請書を手に入れますか？

A 8. 申請書をホームページからダウンロードできない方には、産業振興課窓口や清瀬商工会で申請書をお渡しします。窓口の混雑状況によりお待たせする場合がありますので、予めご了承ください。

Q 9. 郵送での申請の際、郵送料は負担していただけますか？

A 9. 郵送料は申請者の負担となります。また、個人情報等を含む書類になりますので、簡易書留やレターパックなど郵送物の追跡ができる郵送方法を推奨しています。

Q 10. 郵送での申請が難しいため、窓口で申請を手伝ってくれませんか？

A 10. 感染予防対策のため、原則郵送での申請受付としています。しかしながら、やむを得ず郵送で申請することができない場合、清瀬商工会へ事前予約をすることで令和4年8月8日から申請期限終了までの間、商工会内で税理士が申請サポートを行います。

Q 11. 給付額を算出する際に注意することはありますか？

A 11. 千円未満切捨てで給付額を算出してください。
(例) 154,350 円⇒154,000 円 18,400 円⇒18,000 円 10,490 円⇒10,000 円

Q 12. 当該給付金は課税の対象になりますか？

A 12. 税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず結果的に課税されません（逆は課税対象となる）。詳細につきましては最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q 13. 給付までにどのくらい時間がかかりますか？

A 13. 書類等に不備がなければ、申請書類の受付後、3週間以内に給付する予定です。申請書類に不備がある場合、再度書類の提出を求めるため、交付までに時間を要します。チェックリストを利用し、必ず必要書類をご確認のうえ、送付願います。

Q 14. この度の給付額増額に伴い差額分を受給したいのですが、申請はどうすればよいですか？

A 14. 差額分を受給できる事業者に対しては清瀬商工会から追加交付申請書を送付します。書類に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒でご提出してください。口座が変更となっている場合は、口座情報が分かる書類を添付してください。